

○和洋女子大学研究奨励指定寄付取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、和洋女子大学(以下、「本学」という。)が受け入れる研究奨励指定寄付金(以下、「寄付金」という。)の取扱いについて必要な事項を規定するものである。

(委任)

第2条 学校法人和洋学園理事長(以下、「理事長」という。)は、この規程により定める寄付金に関する取扱いや審議・決定事項等について、本学学長(以下、「学長」という。)に委任するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、寄付金とは、本学の研究を奨励するために、構成員等が学外機関や個人から受け入れる寄付金のことをいう。

2 「構成員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学と雇用関係にある教職員
- (2) 本学の客員教員、客員研究員等
- (3) 本学の設置する機関に在籍する学生等
- (4) その他各学長が認める者

(受入れ基準)

第4条 寄付金の受入れは、「和洋女子大学産学官連携ポリシー」に反しない場合に限る。

2 寄付金を受け入れた後、前項の規定に適合しない事態が生じた場合、学長は、研究の中止を命じることができる。

(寄付の申込み)

第5条 本学に寄付金を申し込む者(以下、「寄付者」という。)は、学長宛に所定の申込書を提出する。

(寄付受入れ決定)

第6条 寄付金の受入れの可否は、当該寄付金を使用して研究を行う構成員等(以下、「研究担当者」という。)の所属学部長の同意を得た後、学長の承認をもって決定する。

2 なお、暴力団等反社会的勢力からの寄付は受けないものとする。

(通知)

第7条 前条により、寄付金の受入れを決定した場合は、学長は、速やかに寄付者に対して通知する。

(寄付金の納入)

第8条 寄付者は、前条における通知受領後、当該寄付金を、本学に納入することとする。

2 寄付金の納入後において、寄付者は、その意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことはできない。ただし、学長が、やむを得ない理由と判断した場合は、当該寄付金の全部又は一部を返還することができる。

(管理費)

第9条 寄付者は、前条第1項に規定する寄付金のうち5%に相当する額以上を管理費として本学に納入するものとする。

(寄付金の支出及び精算とその期限)

第10条 寄付金の支出及び精算は、「学校法人和洋学園経理規程」に基づき行うものとする。

2 研究担当者が他の研究機関に異動し、研究を継続する場合は、学長の承認を得て異動先に寄付金を

移管できるものとする。受入れ後の取扱いは、異動先機関に一任する。

3 研究担当者が定年退職を迎え、寄付金に残額がある場合、原則として寄付金の残額は、本学への寄付金として取り扱うものとする。

(寄付金の使途)

第11条 寄付金の使途は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 研究に要する経費

(2) 研究の奨励を目的とする経費

(設備等の帰属)

第12条 寄付金により購入した設備等は、本学に帰属する。

(知的財産権)

第13条 寄付金による研究で生じた知的財産権は、原則として、本学に帰属する。

2 前項に規定する知的財産権に関する取扱いは、別に定める「和洋女子大学発明等取扱規程」によるものとする。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、研究支援課及び関連部署が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。